

平成 27 年 4 月 10 日
消 防 庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、平成 27 年 4 月 11 日から平成 27 年 5 月 15 日までの間、意見を募集します。

1 改正概要

現状、電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を有する給油取扱所（以下、「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」という。）について、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 17 条第 3 項第 5 号及び危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総務府令第 55 号）第 27 条の 5 により技術上の基準が定められているところです。

今回の危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）は、経済産業省において、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）が改正され、液化水素スタンドの技術上の基準が整備されたことを踏まえ、液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所に係る安全性の検証結果※に基づき、当該給油取扱所の技術上の基準を整備するものです。

なお、この改正は、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「規制改革実施計画」、平成 27 年 1 月 30 日に閣議決定された「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき行うものです。

2 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
- 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成 27 年 5 月 15 日（金）（必着）（郵送についても、募集期間内必着とします。）

4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

※別添「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討報告書（概要）」参照。
[報告書全文](#)については、消防庁ホームページ（www.fdma.go.jp）に掲載。



（連絡先）
消防庁危険物保安室
担当：近藤課長補佐、森田
TEL：03-5253-7524（直通）
FAX：03-5253-7534
Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

意見募集要領

1 意見募集対象

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見提出方法

電子メール本文（下記（１）の場合）、意見書（別紙様式）（下記（２）～（３）の場合）又は意見提出フォーム（下記（４）の場合）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見は御遠慮願います。

（１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

消防庁危険物保安室あて

※ 意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

（２）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁危険物保安室あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) F A Xを利用する場合

F A X 番号：03-5253-7534

消防庁危険物保安室あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。

4 意見提出期限

平成27年5月15日（金）（郵送の場合についても、同日必着）

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください（e-Govの意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。）。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄）に掲載するほか、消防庁危険物保安室において配布します。

なお、御提出いただいた記載内容は、連絡先を除き、すべて公開される可能性があることを御承知おき願います（匿名希望及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、御意見に対しての個別回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

6 お問い合わせ先

消防庁危険物保安室（担当：森田）

電話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メール：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

意見書

平成 年 月 日

消防庁危険物保安室 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の概要

消防庁危険物保安室

平成27年4月

1. 概要

液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所につき、技術上の基準を設けるもの。

2. 改正内容

現状、電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を有する給油取扱所（以下、「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」という。）について、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第3項第5号及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総務府令第55号）第27条の5により技術上の基準が定められている。

今回の危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）は、経済産業省において、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）が改正され、液化水素スタンドの技術上の基準が整備されたことを踏まえ、液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所に係る安全性の検証結果に基づき、当該給油取扱所の技術上の基準を整備するものである。

なお、この改正は、平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」、平成27年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき行うものである。

3. 施行期日

公布の日

液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討報告書(概要)

検討の目的

近年、クリーンで経済的なエネルギー需給の実現の観点から、燃料電池自動車の普及に向けた取組が進められており、燃料電池自動車の水素インフラ整備の一つとして、規制改革実施計画において液化水素スタンドの技術基準の整備について取り上げられたことから、液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法令上の安全対策の検討を行うことは急務である。

液化水素スタンドは、圧縮水素スタンドを構成する設備に加えて、液化水素貯槽、送ガス蒸発器が新たに設置されることとなる。消防法令上、圧縮水素充填設備を設置する給油取扱所に講ずべき安全対策に係る技術基準の整備はすでに行われているため、給油取扱所に液化水素関連設備を設置した場合の安全対策のあり方について、高圧ガス保安法上の基準の整備状況を踏まえつつ、検討を行った。

検討会委員

座長 青山学院大学 理工学部 林 光一教授

宇佐美 三郎	全国石油商業組合連合会 理事
大谷 英雄	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
小川 敬	一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 産業ガス部門 水素スタンドプロジェクトリーダー
河村 哲	岩谷産業株式会社 水素エネルギー部 企画・推進担当 シニアマネージャー
清水 秀樹	石油連盟 給油所技術専門委員会委員長
高橋 俊勝	川崎市消防局 予防部 危険物課長
塚目 孝裕	消防研究センター 技術研究部特殊災害研究室長
鶴田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部 教授
西井 匠	一般財団法人 日本ガス協会 技術開発部 燃料電池・水素グループ係長
林 光一	青山学院大学 理工学部 教授
堀 信之	大阪市消防局 予防部 規制課長
松崎 敏志	日本ガソリン計量機工業会
松本 一哉	高圧ガス保安協会 高圧ガス部長
山口 克己	東京消防庁 予防部 危険物課長
山本 豊	危険物保安技術協会 業務部長

オブザーバー 経済産業省、国土交通省

検討課題

- (1) 液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の火災危険性に関する事項
- (2) 液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全対策のあり方に関する事項

検討結果

液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合に必要な安全対策のあり方について、ガソリン等の固定給油設備等又は液化水素関連設備で発生する火災等が相互に影響を与えないために講ずる措置について検討し、次の結論を得た。

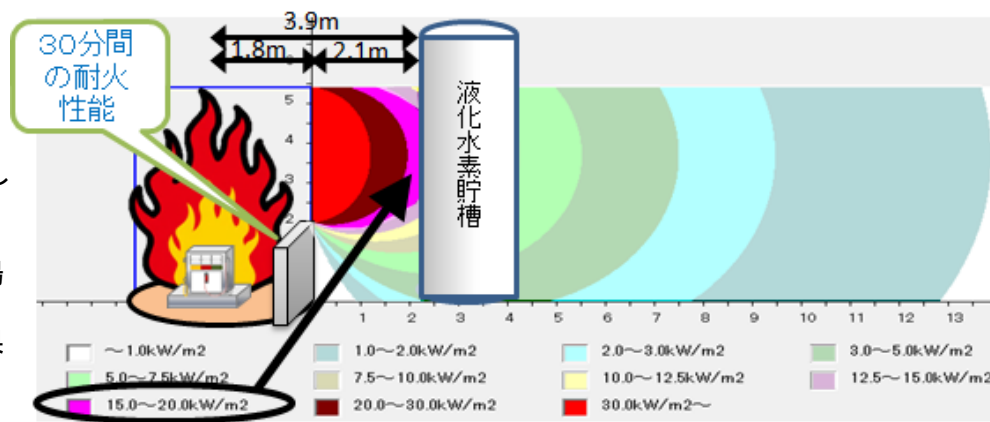
○液化水素関連設備の危険要因が給油取扱所に及ぼす影響

液化水素関連設備については、現行の圧縮水素充填設備と同等の安全性が確保されるよう高圧ガス保安法令において確保されている。消防法令においても現行の圧縮水素充填設備設置給油取扱所に設置される圧縮機、蓄圧器及び改質装置と同様に、液化水素貯槽及び送ガス蒸発器と給油関連設備の間に障壁を設置することが適当。

○給油取扱所の危険要因が液化水素関連設備に及ぼす影響

給油取扱所からの出火による火炎又は輻射熱の影響を障壁より高い液化水素貯槽に及ぼさないため、給油取扱所の火災により想定される輻射熱から、液化水素貯槽内の水素の圧力が上がらないよう距離を設ける等の措置を講ずることが適当。

必要な離隔距離を求めるため実施した、ガソリン吐出量 50L/minの場合シミュレーションの結果(例)



○総務省令第 号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五の見出しを「（圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例）」に改め、同条第一項中「充てんする」を「充填する」に、「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第二項及び第三項中「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第五項中「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第三号中「圧縮機、蓄圧器、デイスペンサー、ガス配管並びに圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備」を「液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器、デイスペンサー、液化水素配管

及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備」に改め、同号ホ中「圧縮水素又は液化石油ガス」を「液化水素、圧縮水素及び液化石油ガス」に改め、同号ホ(1)中「ガス」を「液化水素及びガス」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニ中「ガス配管」を「液化水素配管及びガス配管」に改め、同号ニを同号トとし、同号ハ(1)中「充てん」を「充填」に改め、同号ハ(2)中「充てんホース」を「充填ホース」に、「充てん口」を「充填口」に改め、同号ハを同号へとし、同号ロを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 蓄圧器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

第二十七条の五第五項第三号イの次に次のように加える。

ロ 液化水素の貯槽には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ハ 送ガス蒸発器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

第二十七条の五第六項中「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第一号中「圧縮機、蓄圧器及び改質装置」を「改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器」に改め、同項第五号中「ガス設備」を「設備」に改め、同項に次の一号を加える。

六 液化水素の貯槽を設ける場合には、固定給油設備及び固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置を講ずること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例） 第二十七条の五 令第十七条第三項第五号に掲げる給油取扱所（水素を充填するための設備は、圧縮水素を充填するための設備に限る。以下「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、第二十七条の三第三項から第五項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。この場合において、同条第三項及び第四項中「圧縮天然ガス等」とあるのは、「圧縮水素」とする。</p> <p>2 圧縮水素充填設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第七号、第八号、第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。</p> <p>3 圧縮水素充填設備設置給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク、危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンク又は容量一万リットル以下の第二十五条で定めるタンク（以下この条において「専用タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けてはならない。ただし、都市計画法第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、その</p>	<p>（圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の基準の特例） 第二十七条の五 令第十七条第三項第五号に掲げる給油取扱所（水素を充てんするための設備は、圧縮水素を充てんするための設備に限る。以下「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、第二十七条の三第三項から第五項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。この場合において、同条第三項及び第四項中「圧縮天然ガス等」とあるのは、「圧縮水素」とする。</p> <p>2 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第七号、第八号、第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。</p> <p>3 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク、危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンク又は容量一万リットル以下の第二十五条で定めるタンク（以下この条において「専用タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けてはならない。ただし、都市計画法第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、そ</p>

取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで設けることができる。

5 4 (略)

圧縮水素充填設備設置給油取扱所の業務を行うに
いて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設
備は、第二十七条の三第六項第二号、第三号及び第六
号の規定の例によるほか、第二号及び第三号に定める
ところにより設けなければならない。この場合におい
て、同条第六項第三号中「圧縮天然ガス等」とあるの
は「圧縮水素」と、同項第六号中「防火設備」とある
のは「第二十七条の五第五項第一号に規定する防火設
備又は温度の上昇を防止する装置」とする。

一 (略)

二 (略)

三 圧縮水素スタンドの改質装置（前号に掲げる改質
装置を除く。以下この号において同じ。）
、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器、デイス
ペンサー、液化水素配管及びガス配管並びに液化水
素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備の位置、
構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定
によるほか、それぞれ次のとおりとすること。

イ (略)

ロ 液化水素の貯槽には、自動車等の衝突を防止す
るための措置を講ずること。

ハ 送ガス蒸発器には、自動車等の衝突を防止す
るための措置を講ずること。

ニ 圧縮機

(1) (略)

(3) (略)

ホ 蓄圧器には、自動車等の衝突を防止するための
措置を講ずること。

ヘ デイスペンサー

の取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで
設けることができる。

5 4 (略)

圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の業務を行うに
ついて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該
設備は、第二十七条の三第六項第二号、第三号及び第
六号の規定の例によるほか、第二号及び第三号に定め
るところにより設けなければならない。この場合にお
いて、同条第六項第三号中「圧縮天然ガス等」とある
のは「圧縮水素」と、同項第六号中「防火設備」とあ
るのは「第二十七条の五第五項第一号に規定する防火
設備又は温度の上昇を防止する装置」とする。

一 (略)

二 (略)

三 圧縮水素スタンドの改質装置（前号に掲げる改質
装置を除く。以下この号において同じ。）
、圧縮機、蓄圧器、デイスペンサー、ガス配管並びに圧縮水
素及び液化石油ガスの受入設備の位置、構造又は設
備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか
、それぞれ次のとおりとすること。

イ (略)

(新設)

(新設)

ロ 圧縮機

(1) (略)

(3) (略)

(新設)

ハ デイスペンサー

- (1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ給油空地等において圧縮水素の充填を行うことができない場所であること。
- (2) 充填ホースは、自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。

ト | (3) (略)
 (4) 液化水素配管及びガス配管

- (1) 液化水素配管及びガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置を講ずること。

チ | (4) (略)
 (5) 液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備

- (1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ給油空地等において液化水素及びガスの受入れを行うことができない場所であること。

(2) (略)

6 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

- 一 改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に障壁を設けること。

二 (略)

- 五 簡易タンクを設ける場合には、圧縮水素スタンド

- (1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ給油空地等において圧縮水素の充てんを行うことができない場所であること。
- (2) 充てんホースは、自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。

ニ | (3) (略)
 (4) ガス配管

- (1) ガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置を講ずること。

ホ | (4) (略)
 (5) 圧縮水素又は液化石油ガスの受入設備

- (1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ給油空地等においてガスの受入れを行うことができない場所であること。

(2) (略)

6 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

- 一 圧縮機、蓄圧器及び改質装置と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に障壁を設けること。

二 (略)

- 五 簡易タンクを設ける場合には、圧縮水素スタンド

の設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。

六 液化水素の貯槽を設ける場合には、固定給油設備及び固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置を講ずること。

のガス設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。
(新設)